

# 生目台ウッドタウン地区 地区計画

【最終都市計画決定：平成3年9月20日】

名 称		生目台ウッドタウン地区 地区計画																										
位 置		宮崎市生目台西四丁目																										
面 積		約3.6ha																										
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は良好な住宅地の供給を図るために新住宅市街地開発事業により開発された生目台団地内にあり、木に育まれたうるおいのある低層住宅地（ウッドタウン）として、整備が図られる地区である。</p> <p>このため、地区計画により、用途の混在や敷地の細分化等を防止するとともに、垣の緑化を図り、緑あふれる良好な住宅環境及びまちなみ景観を維持、保全することを目標とする。</p>																										
	土地利用の方針	<p>良好な居住環境を有する一戸建ての専用住宅地として、整然とした街並みの形成をめざす。</p>																										
	地区施設の整備の方針	<p>地区中央に歩車共存のコミュニティ道路を配置し、宅地の背割りにはコミュニティ小道を配置して、人々のふれあいの場として整備する。</p> <p>その他の区画道路、歩行者専用道路についても、住宅地として良好な環境が形成されるよう、適正に配置する。</p> <p>また、主要な道路には街路樹を植栽し、緑豊かな住宅環境の形成を図る。</p>																										
	建築物等の整備の方針	<p>当地区の良好な居住環境を維持、保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p>																										
地区整備計画	建築物等に配置及び規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>名称</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道 路</td> <td>住区幹線道路</td> <td>11 m</td> <td>約 350 m</td> <td>コミュニティ道路</td> <td>8 m</td> <td>約 150 m</td> </tr> <tr> <td>区画道路</td> <td>6 m</td> <td>約 340 m</td> <td>歩行者専用道路</td> <td>4 m</td> <td>約 60 m</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>5 m</td> <td>約 360 m</td> <td>コミュニティ小道</td> <td>2.5 m</td> <td>約 440 m</td> </tr> </tbody> </table>		名称	幅員	延長	名称	幅員	延長	道 路	住区幹線道路	11 m	約 350 m	コミュニティ道路	8 m	約 150 m	区画道路	6 m	約 340 m	歩行者専用道路	4 m	約 60 m	〃	5 m	約 360 m	コミュニティ小道	2.5 m	約 440 m
			名称	幅員	延長	名称	幅員	延長																				
	道 路	住区幹線道路	11 m	約 350 m	コミュニティ道路	8 m	約 150 m																					
区画道路		6 m	約 340 m	歩行者専用道路	4 m	約 60 m																						
〃		5 m	約 360 m	コミュニティ小道	2.5 m	約 440 m																						
建築物等の用途の制限	<p>次の各号の一に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建専用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途を兼ねるもので、これらの用途に供する床面積の合計が50㎡を超えないものを含む。）</p> <p>(2) 上記に付属する物置その他これに類するもの。</p>																											
建築物の敷地面積の最低限度	240㎡																											

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から北側敷地境界線までの距離（以下「北側壁面後退距離」という。）は1.5m以上としなければならない。</p> <p>ただし、北側壁面後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。</p> <p>(2) 物置その他これに類するもので、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。</p>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物の主要な屋根は、陸屋根以外の形状とし、色彩は周囲の景観に調和した色調で、灰色又は黒色系統としなければならない。</p> <p>ただし、建築物に附属する車庫又は物置にあつてはこの限りではない。</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路（道路法に定める道路をいう。）に面する垣又はさくの構造は生け垣とし、ブロック塀等の工作物は設置してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する工作物にあつては、設置を妨げない。</p> <p>(1) 敷地地盤面より上部に生け垣と併用して設置する高さ1.2m以下の透視可能なネットフェンス</p> <p>(2) 門柱として設置するもの</p> <p>(3) 道路に面する植栽帯の基礎として設置する高さ0.7m以下の石積等</p>

「区域は計画図表示のとおり」

# 生目台ウッドタウン地区地区計画区域図

